

(1) 情報公開事務

四條畷市情報公開条例に基づく行政文書の開示請求が31件あり、そのうち全部開示が12件、部分開示が15件で、非開示が4件であった。  
 請求のあった実施機関とその内訳は、市長に対するものが27件、教育長に対するものが4件であった。  
 主な請求内容は、次のとおりである。

決定内容	開示請求内容等
全部開示	平成26年度先導的官民連携支援事業補助金の交付申請に係る決裁文書
	北出小の統廃合の経緯が分かるもの(基本方針、審議会答申その他経緯を記載した文書、校区の再編内容)
部分開示	標準宅地番号3107号に関する鑑定評価書一式(不動産鑑定業者及び不動産鑑定士の印影を非開示とした。)
	四條畷市立市民総合体育館・体育施設の指定管理者選定において、四條畷クリーン工房SSK共同事業体が提出した施設事業計画書(事業計画書内記載の担当者氏名及び主要株主・出資(出損)者名を非開示とした。)
非開示	平成28年4月にごみ収集委託業者から提出されたごみ収集に使用する車両の車検証及び台数分かるもの(請求があった文書は、作成及び取得しておらず文書不存在であるため非開示とした。)
	教職員の通勤手段が分かるもの(請求対象である「通勤届」には、教職員の自宅から学校までの通勤に関する情報が記載されており、自宅を推認することができる。これら情報は、個人に関する情報であって特定の個人を識され得るもののうち、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められるため、非開示とした。)

開示決定に対する審査請求が3件あり、審査請求内容等及び裁決は、次のとおりである。

審査請求内容等	裁決
まちづくり長期計画(教育環境整備計画を含む)事業化検討調査の受託者選定に応募した者のうち、落選した応募者名を非開示とした部分開示決定に対する審査請求	棄却
まちづくり長期計画(教育環境整備計画を含む)事業化検討調査の受託者選定基準のうち、項目ごとの配点を非開示とした部分開示決定に対する審査請求	認容
四條畷中学校・四條畷西中学校整備事業(平成29年補正分)の契約書に押印された法人の印影を非開示とした部分開示決定に対する審査請求	審議中

(2) 個人情報保護事務

四條畷市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求が23件あり、そのうち全部開示が10件、部分開示が12件、存否応答拒否が1件であった。  
 請求のあった実施機関とその内訳は、市長に対するものが18件、教育長に対するものが6件であった。  
 主な請求内容は、次のとおりである。

区分	請求内容等
全部開示	開示請求者が子育て総合支援センターに相談した内容全て
部分開示	平成30年5月25日付け戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書(請求者の印影を非開示とした。)
非開示	市内中学校から四條畷市教育委員会学校教育課宛に提出された「生徒指導報告書について」に関し、大阪府教育委員会と本市教育委員会との間でやりとりされた文書一式(大阪府教育委員会と本市教育委員会との間で行われたやりとりはなく、文書不存在であるため非開示とした。)
存否応答拒否	市内中学校で発生した傷害事件の加害者である生徒の生徒指導報告書の全て(本件請求について当該生徒の個人情報の存否を明らかにすることは、非開示情報を結果的に開示することとなるおそれがあることから、本件請求に係る個人情報の存否を明らかにせずに拒否した。)

自己情報の訂正請求が1件あり、請求内容は以下のとおりである。

非訂正決定	訂正請求者が消費生活センターに相談した内容に係る自己情報の訂正(訂正請求者からは、当該自己情報の記載に誤りがあることを証する資料の提出が無いため、非訂正決定とした。)
-------	---

自己情報の利用停止請求及び開示決定に対する不服申立てはなかった。